

諮問日：令和元年7月29日（令和元年度（最情）諮問第24号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第70号）

件名：最高裁判所裁判官に対する所管事項説明で使用した文書の不開示判断（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「新任の最高裁判所裁判官に対する所管事項説明で使用した文書（最新版）」  
（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務  
総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした  
判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
最高裁判所事務総長が令和元年6月25日付けで原判断を行ったところ、取扱  
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める  
諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

元最高裁判所判事が執筆した書籍には所管事項説明に関する記載があること  
からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所裁判官に対する所管事項説明は、事務総局の各局課の長が、当該  
局課の所管する事務に関する最近の情勢や課題等を抽出して説明するものであ  
る。

説明の具体的内容は、組織的な意思決定に基づいて確定するものではなく、  
説明者である各局課の長の裁量においてその都度個別に検討されており、説明  
方法も主に口頭による。

以上を踏まえると、最高裁判所の職員が組織的に用いるものとして、本件開示申出文書を作成又は取得しておらず、不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所裁判官に対する所管事項説明は、事務総局の各局課の長が当該局課の所管する事務に関する最近の情勢や課題等を抽出して説明するものであり、その具体的内容は各局課の長の裁量においてその都度個別に検討されており、説明方法も主に口頭によるものである。このような所管事項説明の性質を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。

なお、苦情申出人が指摘する書籍には、本件開示申出文書の存在を裏付けるような記載は見当たらない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人